

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	柿生学園	評価対象年度	平成26年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 ・代表者名 長谷川 忠司 ・住所 川崎市高津区久地3-13-1	評価者	障害計画課長
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	所管課	健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課

2. 事業実績

利用実績	生活介護・施設入所（定員60名）契約者数 60名（平成27年3月31日現在） 短期入所（定員 4名）延利用者数 1,788名 日中一時（1日 5名）延利用者数 34名																																										
収支実績	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">収入</th> <th colspan="2">支出</th> <th rowspan="2">収支差額</th> </tr> <tr> <td>福祉事業活動</td> <td>587,689,084円</td> <td>福祉事業活動</td> <td>581,574,711円</td> <td>4,998,663円</td> </tr> <tr> <td>給付費</td> <td>326,425,489円</td> <td>人件費</td> <td>308,775,053円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川崎市単独扶助</td> <td>122,516,967円</td> <td>事務費</td> <td>57,160,292円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理委託料</td> <td>98,134,439円</td> <td>事業費</td> <td>63,761,628円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経理区分間繰入金</td> <td>4,580,438円</td> <td>経理区分間繰入金</td> <td>151,877,738円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>36,031,751円</td> <td>施設整備等支出</td> <td>1,115,710円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>587,689,084円</td> <td>合計</td> <td>582,690,421円</td> <td></td> </tr> </table>	収入		支出		収支差額	福祉事業活動	587,689,084円	福祉事業活動	581,574,711円	4,998,663円	給付費	326,425,489円	人件費	308,775,053円		川崎市単独扶助	122,516,967円	事務費	57,160,292円		指定管理委託料	98,134,439円	事業費	63,761,628円		経理区分間繰入金	4,580,438円	経理区分間繰入金	151,877,738円		その他	36,031,751円	施設整備等支出	1,115,710円		合計	587,689,084円	合計	582,690,421円			
収入		支出		収支差額																																							
福祉事業活動	587,689,084円	福祉事業活動	581,574,711円		4,998,663円																																						
給付費	326,425,489円	人件費	308,775,053円																																								
川崎市単独扶助	122,516,967円	事務費	57,160,292円																																								
指定管理委託料	98,134,439円	事業費	63,761,628円																																								
経理区分間繰入金	4,580,438円	経理区分間繰入金	151,877,738円																																								
その他	36,031,751円	施設整備等支出	1,115,710円																																								
合計	587,689,084円	合計	582,690,421円																																								
サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化・重度化が進んでいる中、精神的・体力的に安定した日常生活を持続できるよう、「利用者の会」における意見を尊重し、午前中の活動時間を30分短縮する「サマータイムの1か月前倒し」を実施する等、利用者の変化や状況に合わせて、日々様々な検討・取組を行っている。 ・利用者が、1人の地域住民として、暮らしている地域とのつながりを持つため、区民祭等の地域の行事に積極的に参加するようにしている。また区役所内の「あさおのおみせ」で自ら自主製品の販売をすることによって、製品が売れることによる達成感を感じてもらい新たなモチベーションにつなげるような取組を行っている。 																																										

3. 評価（評価段階：5→1.標準：3.加点割合：5→100%,4→80%,3→60%,2→40%,1→0%）

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
総合的な運営状況	利用者への支援	利用者に対する支援を着実に実施しているか	10	4	8
		利用者の障害特性に応じた個別支援等を実施しているか			
	事業成果	基本協定に規定する業務の範囲を適切に実施しているか	10	4	8
		指定管理施設としての事業目的を達成することができたか			
（評価の理由） ・施設の重点目標として、利用者の権利擁護を掲げ、利用者の日常生活、外出、利用者会の促進、選挙（不在者投票）への参加等、利用者一人一人の意思決定を尊重し、各自が自分の力を最大限に発揮できるような支援に取り組んでいる。 ・短期入所事業については、受入れ時間や一時帰宅による空床利用の調整を行い、新規契約者が25名、月間平均利用率が120%を超えている。また、医療的ケアや行動障害のある利用者の受入れを積極的に行った。 ・日中一時支援事業では、短期入所の利用に先立って、はじめての場所で過ごすことや施設の環境への順応を目的とする利用を積極的に促して受入れを実施した結果、利用率が昨年度と比べて130%増加した。					
収支状況	支出状況	計画に基づく適正な支出が行われているか	5	3	3
		支出に見合う効果等が図られているか			
	収入状況	計画通りの収入が得られているか	5	4	4
		条例に基づく利用料等を適切に徴収しているか			
	適切な会計手続	会計基準に基づく会計処理がなされているか	5	3	3
		事業収支に関して適正な会計処理が為されているか			
（評価の理由） ・利用料金を適切に徴収し、川崎市独自加算を含め自立支援費等の安定した収入を得て、多額の会計区分間繰入金を計上するなど良好な経営がなされている。 ・会計処理について、監事による監査を実施している。					
サービス体制	適切なサービスの提供	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	10	4	8
		利用者への支援を適時かつ十分に行っているか			
	サービス向上への取組み	現状分析、課題把握等を常に行っているか	5	4	4
		サービス向上に向けた取組みがなされているか			
	利用者の意見・要望への対応	意見・要望の収集方法を確立しているか	5	4	4
		利用者からの要望や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか			
（評価の理由） ・高齢化・障害の重度化が進む中、15名ずつ4ユニットの小集団を基本とし、家族的な雰囲気を持った穏やかでくつろぎのある生活を重視している。 ・利用者の特性を考慮した様々な食形態で食事を提供しているほか、複数メニューからの選択、誕生日メニュー等、自らの意志で物事を決める機会や、食べることを楽しめる工夫を行っている。 ・入浴については、週3回のほか、希望に沿って可能な限りシャワー浴を実施している。 ・利用者は、利用者から意見を聴取して、施設側が実現の可否について検討・説明をする場となっているが、それにとどまらず、各行事や全体活動の内容等、日々の生活に関する意見を利用者同士で出し合い、必要に応じて説明・サポートをすることにより、可能な限り自分たちの生活は自分たちで決めるための支援を行っている。					

組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員が必要な場所に適切に配置されているか	5	3	3
	連絡・連携体制	所管課との連絡・連携が十分に図られているか			
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修等が行われているか	5	4	4
	安全・安心への取組	事故、犯罪、災害等から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)	5	4	4
		緊急時の連絡体制を構築しているか			
	コンプライアンス	法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか	5	3	3
職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか	5	3	3	
(評価の理由) ・安心で安全な生活を保障するため、26年度は、事故報告の検証と情報の共有を進めた結果、ヒヤリハットの報告件数が前年度より36%増加し、また、事故には至らないがその手前の「小事故」という項目を設けたことで、報告するという職員の意識改革が定着し、事故及びケガが30%減少した。					
適正な業務実施	施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	5	3	3
	管理記録の整備・保管	業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか	5	3	3
	清掃業務	施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか	5	3	3
	警備業務	施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか			
	備品管理	設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか	5	3	3
(評価の理由) ・各種保守、点検について、業務委託により適切に実施されている。 ・外調機や防水加工工事等、利用者の安全に直接かかわる部分の修繕を行ったほか、各季節ごとに省エネに関する啓発活動を進め、節電効果が得られた。					

4. 総合評価

評価点合計	71	評価ランク	B
-------	----	-------	---

評価点合計:100点満点,標準点:60点

評価ランク:A~E,標準::C,A→80点以上,B→70点以上80点未満,C→60点以上70点未満,D→50点以上60点未満,E→50点未満
A→特に優れている,B→優れている,C→適正である,D→改善が必要である,E→問題があり適切な措置を講じる必要がある。

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

・ニーズの多様化に即応し、利用者主体の質の高い支援プログラムを提供するために、専門職を交えたチームアプローチを中心とした支援を行っている。
・利用者の権利擁護を重点目標に掲げ、障害者権利条約に基づく法改正と障害者差別解消法の施行を見据えて「柿生学園行動規範」を改定し、虐待防止と権利擁護を踏まえた支援の実現に対する職員の意識向上を図っている。
・地域との関係づくりについては、会議室や体育室の地域への開放や施設の行事への招待、地域行事への参加により、身近で暮らす障害者とその施設に関する理解を進め、誰もが同じ場所でもともに生きる社会の実現に努めている。
・施設・設備の老朽化に加え、それらが今の時代に求められる有るべき水準や利用ニーズを満たしていない面がある中、利用者それぞれが安心して楽しい毎日を過ごせるよう、強い熱意と優れた技術をもって支援を続けていることは高く評価できる。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

・事故やヒヤリハットに関する報告・検証を重視して取り組んだ結果、事故が30%減少し、明確な成果として表れている。今後、障害の重度化・多様化により事故の発生リスクが高まっていくことが懸念されるため、引き続き事故防止に関してあらゆる角度から総合的な取組を推進すること。